

申請 期間

令和 4 年 12月 1日 (木) から

▶貨物運送事業に使用している埼玉県内ナンバーが対象です。

交付 金額 小型・普通自動車(緑色ナンバー)

30.000_{円/台} 軽自動車(黒色ナンバー)、オートバイ(緑色ナンバー) 10.000円/台

※道路運送車両法を基に区分しています。道路交通法上の大型、中型 自動車は普通自動車になります。

申請 方法

郵送申請_{又は}電子申請

※電子申請は12月8日(木)11:00から受付開始

交付要件等詳細については埼玉県ホームページをご覧ください。

埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金



申請書 入手方法

- ①埼玉県ホームページからダウンロード
- ②以下の機関でも配布しています。
 - ●埼玉県庁 商業・サービス産業支援課 (本庁舎5階北側)
 - ●埼玉県トラック協会 など

主な交付 要件

彩の国

埼玉県

- 1. 令和4年9月1日現在において、貨物自動車運送事業法 に規定されている事業の許可を受けている、又は届出を 行っている貨物自動車運送事業者(埼玉県内に営業所を 設置する内容で許可を受けている、又は届出を行ってい るものに限る)であること。
- 2. 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代 表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。 また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。





お問合せ先

埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金コールセンター

TEL: 0570-055-067 (ナビダイヤル)

※コールセンターは12月1日から3月15日の期間中に開通しています。 (受付時間:平日 9時00分~21時00分,休日 9時00分~18時00分)

※2022年12月29日から2023年1月3日を除く

【ホームページ】https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/r4unyushienkin-shyogyo.html



